

【神奈川】開催日：9月25日(金) 会場：産業振興センター 横浜市中区尾上町5-80

労働安全衛生法に基づく



化学物質による労働災害防止のための自律的管理について



最新の法改正にも対応

「何を対応すればよいのか分からない」「改正内容を整理したい」という化学物質管理者・事業主のみなさまに向けて、実務に役立つポイントをわかりやすくご紹介します。



開催日・会場

【北海道】10月15日(木) 札幌市教育文化会館
【大阪】10月26日(月) グランキューブ大阪
【福岡】12月2日(水) 博多国際展示場&カンファレンスセンター
【愛知】1月22日(金) ウィンク愛知
【東京】2月2日(火) KFC Hall&Rooms



\\ 全国47都道府県で開催!! 詳細は裏面をご覧ください //

定員

対面 **100** 名 (一部オンライン併用予定)

※募集人数多数の場合、抽選とさせていただきます。

対象

化学物質管理者、事業主等

参加無料!!

主な説明内容

- ☒ 自律的管理の背景と必要性
- ☒ 自律的管理のポイント
- ☒ 2025年の法改正内容
- ☒ 災害事例を交えたリスクアセスメント及びばく露低減措置の考え方と実務

職場での化学物質管理については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類(GHS分類)の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、化学物質の譲渡・提供者が危険性・有害性情報の提供を行い、化学物質を使用する事業者がその情報をもとにリスクアセスメントを実施して、ばく露低減措置を適切に実施する制度(自律的管理)が2024年4月から全面的に施行されています。2026年4月にはその対象物質は約2,900物質まで拡大されました。

また、2025年に公布された労働安全衛生法等の改正法では、危険性・有害性情報の通知(SDSの交付)義務違反に対する罰則(令和12年4月施行)、労働者が化学物質にばく露している程度を把握するための個人ばく露測定は作業環境測定士が行うこと(令和8年10月施行)などが規定されました。

この説明会では、化学物質管理者の方を中心に、自律的管理のポイントや2025年の法改正内容を分かりやすく解説します。ぜひご参加ください。

申込先

<https://forms.gle/9qbxUK14qTwuJE886>

二次元バーコードまたはURLからお申し込みできます!



問合せ先

厚生労働省委託事業 労働安全衛生法に基づく化学物質管理説明会事務局
(受託者：三松堂ホールディングス株式会社)

メールアドレス：j-saito@sanshodo.co.jp 電話番号：03-6823-5362 担当者：齋藤